

有料老人ホーム・特定施設に対する新たな指導

厚生労働省(老健局振興課)から 有料老人ホーム・特定施設の質の向上や一時金保全について 都道府県に対し改めて指導方針の徹底がなされました。「特定施設入居者生活介護事業者の指定について」「適合高齢者専用賃貸住宅等の関係の確認について」「有料老人ホームの情報収集と届出の徹底」「入居一時金の保全措置について」「住宅担当部局との連携について」が伝えられました。質の向上については 頻発する不祥事を問題視し 事後の摘発だけでなく 未然に防止するという観点から 特に 経営者に対する講習・研修の実施 が強く求められました。入居一時金の保全措置については 1月29日付けで下記の通知が発出されました。

有料老人ホームの一時金保全措置について

日頃より有料老人ホーム行政の推進に御協力を賜り感謝申し上げます。

平成18年4月1日以降新たに有料老人ホームの事業を行うおとする設置者は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第5項に基づき、有料老人ホームの一時金について保全措置を講じなければならないとされており、これに関し、具体的な保全措置については、「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号。以下「告示第266号」という。)において、銀行等の連帯保証、親会社の連帯保証、保険事業者との保証保険契約、公益法人との保全契約、の4つ方法が定められておりましたが、さらに、平成18年9月8日付厚生労働省告示第482号で告示第266号を改定し、信託業務を営む金融機関と信託契約による方法を追加したところです。これらの保全措置について、複数の照会が寄せられていることから、基本的な枠組みの例を作成しましたので、これらを参考として引き続き適切に指導を行っていただきますようお願いいたします。

1 銀行等の連帯保証による方法及び保険事業者との保証保険契約による方法について

これらの方法について、想定される基本的な枠組みの例を作成したので、参考として下さい。(参考1)(参考2)

2 信託業務を営む金融機関との信託契約による方法について

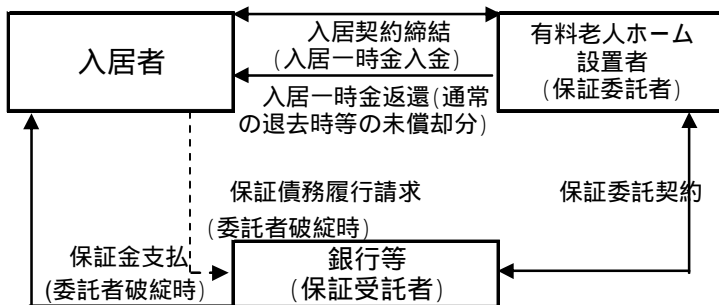
信託契約による方法に関し、想定される基本的な枠組みの例を作成するとともに、個別事案における要点について基本的な考え方をまとめたので、参考として下さい。(参考3)

- (1)保全措置の義務付けは、あくまでも入居者保護の観点から、有料老人ホームの設置者が不測の事態に備えて講ずべきものであるということに鑑み、元本割れを引き起こすことがないよう安定的な運用(預貯金、国債等)を行うものであること(元本補てんの契約をしているものを除く。)
- (2)保全措置の趣旨は、有料老人ホームの設置者が返還債務を弁済しなかった場合に保全金額が入居者に確実に返還されるようにすることであり、このため、信託契約の受益者を入居者とすることとしている。なお、この趣旨が満たされる限りにおいて、信託による収益部分については、入居者又は委託者(有料老人ホームの設置者)のいずれとしても差し支えないものであること。

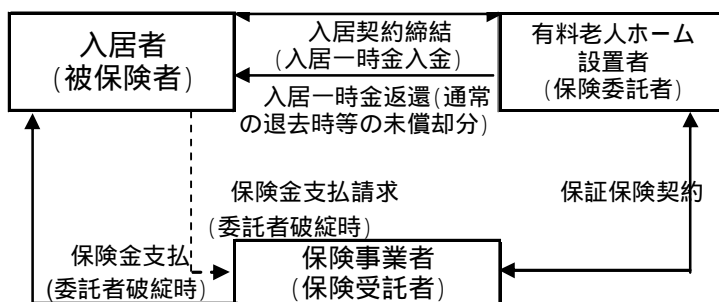
(参考1) 銀行等の連帯保証による方法のイメージ

(これは、想定される基本的な枠組みの1つの例であり、保全が図られる範囲においてこれ以外の構成もあり得る。)

(参考1・2も同じ)



(参考2) 銀行等の保証保険契約による方法のイメージ



西日本シティ銀行(本店:福岡市)
「入居一時金保全信託
(りそな合同運用指定金銭信託)の例
この図は通知本文にはありません

(参考3) 信託契約による方法のイメージ

